

## 平成28年分

## 「定期報告書」の提出をお願いします！

家畜伝染病予防法において、家畜を所有する方は、毎年2月1日時点で飼養している家畜の頭羽数などを県に報告することが義務付けられています。(法第12条4)

☆報告の対象者…次の家畜の飼養者(所有者又は管理者)

- ①牛 ②豚 ③馬 ④めん羊 ⑤山羊  
⑥家きん(鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥)

☆報告事項

- ①家畜の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所  
②農場(飼養場所)の名称及び住所  
③平成28年2月1日時点の家畜の種類及び頭羽数 など

☆提出期限について

- ・牛、豚、馬、めん羊及び山羊…平成28年 4月15日 まで  
・家きん …平成28年 6月15日 まで

となっております、

**平成28年3月31日までの提出にご協力ください。**

(忘れずに！早めの提出をお願いします。)

提出先及び問合せ先は下記のとおりです。(郵送可)  
ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

☆報告書の提出先 及び 問合せ先

岐阜県 東濃家畜保健衛生所 〒509-7203  
恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎  
電話 0573-26-1111 (内線:395)  
FAX 0573-25-7669

